

認証の詳細

<簡易腰掛け便座>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 合成樹脂成形加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に成形加工ができること。
2. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に切断加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
ただし、合成樹脂成形加工、切断加工、穴あけ加工及びプレス加工で製造される部品の製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造確認設備	1. 簡易腰掛け便座のSG基準1. (1) (2)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
2. 安定性試験設備	2. 簡易腰掛け便座のSG基準2. (1) ~ (3)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
3. 強度試験設備	3. 簡易腰掛け便座のSG基準3. に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
4. 耐久性試験設備	4. 簡易腰掛け便座のSG基準4. に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
5. 耐落下衝撃試験設備	5. 簡易腰掛け便座のSG基準5. に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
<p>ただし、強度試験設備及び耐久性試験設備の試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

形式	(1) 据え置き式のもの (2) 両用のもの
用途	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 (据え置き式) 36,300 円 (税抜 33,000 円) (両用式) 19,800 円 (税抜 18,000 円)	委託検査機関が案内する 方法によりお支払い ください。
	◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 (据え置き式) 43,780 円 (税抜 39,800 円) (両用式) 26,180 円 (税抜 23,800 円)	

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用
を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 電話 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1台/型式 試料を送付する 際は、メモ添付 等分かるように してください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	


表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 4 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm×22mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p> </div> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式 ※自社表示する 場合は、製品安 全協会に事前の	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>

記載情報登録が必要となります

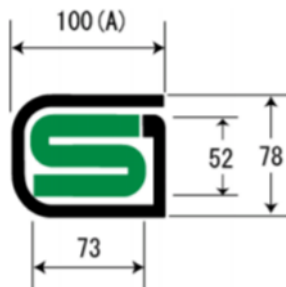


図2 自社表示

寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm上です。

色彩：二色又は単色とする。

※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。

指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。

このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。

手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	11円/台（税抜10円/台） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より5年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
	<p>◆一般財団法人ポークン品質評価機構</p> <p><生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381</p> <p><名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗服装検験修理有限公司（中国） ・ 常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・ 青島紡検験有限公司（中国） ・ SGS 香港株式会社（中国） ・ SGS Taiwan Limited（台湾） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・ 財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・ PT. SGS INDOONESIA（インドネシア） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS Thailand Ltd.（タイ）

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） （据え置き式） 36,300 円（税抜 33,000 円） （両用式） 19,800 円（税抜 18,000 円） ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①+②+③） ① 11 円/台（税抜 10 円/台） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数 検査料 160 以下 11,000 円（税抜 10,000 円） 161～650 15,400 円（税抜 14,000 円） 651～1,600 19,800 円（税抜 18,000 円） ③ 毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

<p>一般財団法人 ポーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） （据え置き式） 43,780 円（税抜 39,800 円） （両用式） 26,180 円（税抜 23,800 円）</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③） ① 11 円/台（税抜 10 円/台） ② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="470 728 1141 952"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>11,000 円（税抜 10,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>14,300 円（税抜 13,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>20,900 円（税抜 19,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 毎回検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	11,000 円（税抜 10,000 円）	161～650	14,300 円（税抜 13,000 円）	651～1,600	20,900 円（税抜 19,000 円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料									
160 以下	11,000 円（税抜 10,000 円）									
161～650	14,300 円（税抜 13,000 円）									
651～1,600	20,900 円（税抜 19,000 円）									

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。</p> <div data-bbox="826 504 1054 728" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="805 1064 1093 1344" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更